
隔日刊「ゴルフ特信」購読約款

(二〇一四年三月改定)

一、隔日刊紙「ゴルフ特信」の購読期間は (a) 一ケ年、(b) 六ヶ月、(c) 三ヶ月の何れかとする。

また、購読料はそれぞれ (a) 115,000円+消費税、(b) 67,500円+消費税、(c) 35,000円+消費税とし、購読契約の開始時に一括前納するものとする。

また、電子化した「PDF ファイル」を通して「ゴルフ特信」本紙を閲覧・印刷可能な「ゴルフ特信 電子版」を別途発行する。契約前に電子メールアドレスを登録し、確認するものとする。購読期間と購読料は本紙同様で、本紙に加え電子版を契約する場合は別途購読料を申し受ける。

なお本紙契約の場合 (a) (b) (c) 何れの場合も、本紙の綴込み用バインダー一冊（購読開始時、以後は有料）を贈呈し、購読契約期間中、小社発行の月刊誌「ゴルフマネジメント」を送付する。バインダーの贈呈は電子版のみの契約者は除く。

一、購読料の改定については、事前に「ゴルフ特信」の紙面にて公告するものとする。

一、本紙の購読契約満了時の前月に〈ご購読継続のお願い〉の案内を送付する。案内発送後に購読者より「購読中止」の返答があった場合は速やかに契約を解除するが、「購読継続」の返答が無い場合は、契約は継続するものとする。

一、購読契約の途中解除については、(a) (b) (c) 何れの場合も契約（更新）時より二ヶ月経過した場合に限り、購読期間を一ヶ月単位に換算し、月割で該当金額を返金する。〈注〉契約（更新）時より二ヶ月は返金しない。

一、本紙購読者に限り、その問合せには極力応じるものとするが、原則としてファックスサービス等を行わない。

一、購読者の権益を保護するためにも、本紙の複写配付、第三者へのファックス送稿等は厳禁する。但し、関係者等に限り転載、引用を認める。その場合は小社の許諾が必要。

また、万が一、著作権法違反行為が発覚した場合、法的措置は別として、本紙の発送を直ちに中止し、購読料は返金しない。 以上

東京都台東区浅草橋一～九～十三

一季出版株式会社

代表取締役 木谷 壮作